

## 独立行政法人国際協力機構九州センターと宮崎国際大学との インターンシッププログラムに関する覚書

独立行政法人国際協力機構九州センター（以下「センター」という。）、宮崎国際大学（以下「大学」という。）は大学がセンターに派遣する学生（以下「実習生」という。）の実習に関して、以下の通り合意する。

### （目的）

第1条 この実習は、大学の学生のうち年間1名を実習生としてセンターに派遣し、就業体験を通してセンターの業務内容等につき、実践的に実習することを目的とする。また実習生の取組を通じて、SDGs達成に寄与することを目指す。

### （実習の期間及び時間）

第2条 実習期間は双方が合意した期間とする。実習時間は原則としてセンターの勤務時間内で、双方が合意した時間とする。また、服務については、センターの定める規程を準用する。

### （実習の内容）

第3条 実習の内容は、センターの業務に関連する範囲内のものとし、詳細はセンターと大学が協議の上決定し、実習に先立ち作成する実習計画書に可能な限り具体的に記載する。

### （実習条件の変更）

第4条 実習期間、実習時間、実習内容等が当初の計画と相違する場合は、センターと大学協議の上必要に応じて修正するものとする。

### （実習の経費）

第5条 実習に係る経費（交通費、食費、宿泊費等）は全て大学又は実習生の負担とする。また、センターは実習生から提供された役務に対する報酬等は支給しない。

### （誓約書の提出）

第6条 大学は、実習に先立ち実習生のセンターに対する遵守事項についての誓約書を実習生に作成させ、署名、押印の上、センターに提出するものとする。

2 誓約書は、実習期間、実習時間、実習内容、実習場所、服務、守秘義務、資料の帰属、経費の自己負担、保険加入義務、報告書の提出、実習の中止について規定するものとし、次の内容を含むものとする。

- (1) 実習生は、実習期間中は、機構の定められた規則に従い、実習機関の長の指導・助言により、実習を行う。
- (2) 実習生は、実習中に知り得た機構の秘密に関わる事項について実習期間中はもとより、実習期間終了後においてもこれを第三者に漏らしてはならない。
- (3) 実習生は、機構の書類を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ機構の承認を得るものとする。
- (4) 実習生が実習の過程において収集した資料は全てセンターに帰属するものとし、センターの指定するものについて実習生はセンターの指定する期間内に、センターに提出しなければならない。
- (5) 実習生は、故意または過失によってセンターに損害を与えた場合は、センターに対しその損害を賠償しなければならない。
- (6) 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、センターは一切の責任を負わない。
- (7) 実習生が第三者に与えた損害等によりセンターが第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、実習生は当該賠償によりセンターが被った損害の補填をしなければならない。
- (8) 実習に要する経費は全て実習生が負担する。センターは実習生から提供された役務に対する報酬等は支給しない。
- (9) 実習生は、実習終了にあたって、報告書を作成しセンターに提出する。

3 大学は、実習生が前項の誓約書の規定を遵守するよう適切な指導を行わなければならない。

#### (損害賠償責任等)

第7条 実習生は、故意または過失によってセンターに損害を与えた場合は、センターに対しその損害を賠償しなければならない。

2 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、センターは一切の責任を負わない。

3 実習生が第三者に与えた損害等によりセンターが第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、実習生は当該賠償によりセンターが被った損害の補填をしなければならない。

#### (災害補償等)

第8条 センターは、実習生の実習期間中における災害補償について一切責任を負わない。

(実習の中止)

第9条 実習生が誓約書の規定に違反し、又は次に掲げる行為があったときは、センターは、実習生の実習を中止することができる。

- (1) センターの名誉、信用を著しく毀損する行為があったとき
- (2) センターの業務遂行に重大な支障を生ずる行為があったとき
- (3) 実習生が実習上知り得たセンターの秘密事項を漏えいしたとき
- (4) その他実習生としての信義に反する行為があったとき

2 センターは、前項の措置を講じたときは、速やかに、その該当行為を明示して文書によって大学に通報するものとする。

(覚書の有効期間)

第10条 本覚書の有効期間は、2020年11月1日から3年間とする。

(その他)

第11条 本覚書の規定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項で必要なものについては、センターと大学が協議の上定める。

この覚書は2通作成し、センターと大学がそれぞれ署名捺印のうえ、各々1通を保有するものとする。

2020年11月 1日

福岡県北九州市八幡東区平野二丁目二番一号 宮崎県宮崎市清武町加納丙 1405 番地

独立行政法人 国際協力機構

宮崎国際大学

九州センター

所長 植村 吏香



学長 山下 恵子



